

○江津市乳幼児等医療費助成条例施行規則

昭和48年9月29日

規則第294号

改正 昭和49年4月1日規則第304号  
昭和56年12月25日規則第17号  
昭和58年3月31日規則第12号  
昭和59年12月25日規則第28号  
昭和62年3月31日規則第5号  
平成元年7月5日規則第9号  
平成6年9月30日規則第16号  
平成7年9月22日規則第19号  
平成9年3月31日規則第29号  
平成10年7月1日規則第12号  
平成11年3月23日規則第5号  
平成12年3月23日規則第20号  
平成14年9月24日規則第29号  
平成15年6月27日規則第13号  
平成17年6月30日規則第24号  
平成17年6月30日規則第29号  
平成18年3月24日規則第4号  
平成18年9月19日規則第47号  
平成19年3月26日規則第26号  
平成20年3月21日規則第25号  
平成20年9月24日規則第42号  
平成21年3月23日規則第8号  
平成22年9月22日規則第34号  
平成25年3月19日規則第7号  
平成26年9月22日規則第22号  
平成26年12月19日規則第30号

(趣旨)

第1条 江津市乳幼児等医療費助成条例(昭和48年江津市条例第571号。以下「条例」という。)の施行については、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 条例第2条第1項第2号に規定する規則で定める疾患は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 慢性腎疾患
- (2) 慢性呼吸器疾患
- (3) 慢性心疾患
- (4) 膠原病
- (5) 神経・筋疾患
- (6) 悪性新生物
- (7) 内分泌疾患
- (8) 糖尿病
- (9) 先天性代謝異常
- (10) 血液疾患
- (11) 免疫疾患
- (12) 慢性消化器疾患
- (13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- (14) 皮膚疾患

2 条例第2条第4項に規定する社会保険各法以外の法令等の規定による医療費で規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条の規定により、精神障害者又はその扶養義務者が負担した額
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第2項の規定により、当該患者若しくはその配偶者又は扶養義務者が負担した額、並びに第37条の2第1項で規定する医療に要した費用から県が負担する額を控除した費用
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2第1項の指定小児慢性特定

疾病医療支援に要した費用から同条第2項の小児慢性特定疾病医療費の額を控除した費用、同法第20条に定める療育の給付を受け、同法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者が負担した額、同法第27条第1項第3号の規定による措置を受けた児童であつて同法第56条第2項の規定により措置に要する費用を全額徴収された場合における当該児童の医療に要した額及び同法第24条の20第1項の障害児施設医療に要した費用から同条第2項の障害児施設医療費の額を控除した費用

(4) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条に定める医療の給付を受け、同法第21条の4第1項の規定により、当該措置を受けた者又はその扶養義務者が負担した額

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項の指定自立支援医療に要した費用から同条第3項の自立支援医療費の額を控除した費用及び同法第70条第1項の療養介護医療に要した費用から同条第2項の療養介護医療費の額を控除した費用

(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の指定特定医療に要した費用から同条第2項の特定医療費の額を控除した費用

(7) 肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年3月31日厚生労働省健発第0331001号健康局長通知）に定める費用の交付を受け、同規定により対象患者が負担した額

（高額療養費等の算定方法）

第3条 高額療養費又は高額介護合算療養費の世帯合算を行う場合の条例第3条第1項に規定する本人の負担額に係る高額療養費又は高額介護合算療養費の額は、当該世帯の高額療養費又は高額介護合算療養費の額に助成対象者の本人負担額が当該世帯の自己負担額の合計額に占める割合を乗じて得た額とする。

（資格証の申請及び交付等）

第4条 条例第4条に規定する申請は、別表第1に掲げる書類を提出するとともに、社会保険各法に定める被保険者証（以下「被保険者証」という。）を提示して行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、現有公簿等により必要事項が確認できる者（公簿等を確認することにつき市長に対し委任を行う者に限る。）は、確認できる書類に限り添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の申請があつた場合において乳幼児等医療費の助成を受ける資格を有すると認めた者については、乳幼児等医療費助成台帳（様式第3号）に記載した上、乳幼児等医療費受給資格証（様式第4号。以下「資格証」という。）を交付するものとする。

4 市長は、第1項の申請があつた場合において乳幼児等医療費の助成を受ける資格を有しないと認めたときは、乳幼児等医療費交付申請却下通知書（様式第5号）により申請者に通知しなければならない。

（助成費の支払）

第5条 条例第6条第1項本文に規定する医療機関等への助成費の支払に関する事務は、島根県国民健康保険団体連合会等に委託して行う。

2 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）被保険者が医療機関等において本人負担額を支払った場合

（2）健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に定める医療機関等以外で療養又は医療を受けた場合

（3）社会保険各法に規定する療養費の対象となる療養（柔道整復を除く。）を受けた場合

（4）その他市長が必要と認めた場合

（助成費の申請）

第6条 条例第7条第1項の規定による助成費の申請は、**別表第2**に掲げる書類を添付し、乳幼児等医療費助成申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

なお、高額療養費又は高額介護合算療養費の世帯合算を行う場合の医療費領収証（様式第7号の2）は、合算の対象となる者全員につき提出するものとする。

2 第2条第1項に規定する疾患により病院又は診療所（以下「医療機関」という。）に入院をした者として市長の認定を受けようとする者は、医療機関から慢性呼吸器疾患等11疾患群に係る医療意見書（様式第7号の3）の発行を受け、前項の書

類とともに提出するものとする。

(届出事項)

第7条 条例第8条に規定する規則で定める事由に該当することとなったとは、次の各号に掲げる事項に変更があったとき又は助成を受ける資格を失ったときとする。

- (1) 受給資格者の住所、氏名
- (2) 乳幼児等の住所、氏名
- (3) 被保険者氏名
- (4) 保険者名
- (5) 社会保険の種類
- (6) 附加給付の状況

2 条例第8条の規定による届出は、乳幼児等医療費受給資格内容変更等届(様式第9号)により行うものとする。

(資格証の再交付)

第8条 条例第9条第1項の規定による届出は、乳幼児等医療費受給資格証破損・亡失届(様式第10号)により行うものとする。

2 前項の届出にあたっては、乳幼児等医療費受給資格証再交付申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(第三者行為による被害の届出)

第9条 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者等は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときはその旨)並びに被害の状況を乳幼児等医療費助成事由(被害)届(様式第11号)により直ちに市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日規則第304号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則(昭和56年12月25日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年3月1日から適用する。

附 則（昭和58年 3 月31日規則第12号）

この規則は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和59年12月25日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の江津市乳児医療費助成に関する条例施行規則の規定は、昭和59年10月 1 日以後に受ける療養又は医療給付について適用する。

附 則（昭和62年 3 月31日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の江津市乳児医療費助成に関する条例施行規則の規定は、昭和62年 4 月 1 日以後に受ける療養又は医療の給付について、適用する。

附 則（平成元年 7 月 5 日規則第 9 号）

この規則は、平成元年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 9 月30日規則第16号）

- 1 この規則は、平成 6 年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の江津市乳児医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成 6 年10月 1 日以後における療養又は医療について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 9 月22日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 7 年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の江津市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、平成 7 年11月 1 日以後に受ける療養又は医療について適用する。
- 3 この規則の施行前に交付された江津市乳児医療費助成に関する条例施行規則第 5 条第 2 項の乳児医療費受給資格証の様式については、改正後の乳幼児医療費助成条例施行規則様式第 4 号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月31日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の江津市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、平成 9 年 4 月 1 日以後に受ける療養又は医療について

適用する。

附 則（平成10年 7 月 1 日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成10年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に交付された江津市乳幼児医療助成に関する条例施行規則第 5 条第 2 項の乳幼児医療費受給資格証の様式については、改正後の乳幼児医療費助成条例施行規則様式第 4 号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年 3 月23日規則第 5 号）

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 3 月23日規則第20号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 9 月24日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例施行規則の規定は、平成14年10月 1 日以後に受ける療養又は医療について適用する。
- 3 この規則の施行前に交付された江津市乳幼児医療費助成施行規則第 5 条第 2 項の乳幼児医療費受給資格証の様式については、改正後の乳幼児等医療費助成条例施行規則様式第 4 号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年 6 月27日規則第13号）

この規則は、平成15年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成17年 6 月30日規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例施行規則の規定は、平成17年 4 月 1 日以後に受ける療養又は医療について適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江津市乳幼児等医療費助成条例

施行規則様式第7号の3による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年6月30日規則第29号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例施行規則の規定は、平成18年4月1日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月19日規則第47号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例施行規則の規定は、平成18年10月1日以降に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月26日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例施行規則の規定は、平成19年4月1日以後に受ける療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月21日規則第25号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月24日規則第42号）

（施行期日）



- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第2条第2項に1号を加える改正規定及び第6条第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行し、同規定による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例施行規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例施行規則の規定は、平成20年12月1日以後に受ける療養又は医療について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月23日規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例施行規則の規定は、平成20年4月1日以後に受けた療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月22日規則第34号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月22日規則第22号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日規則第30号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江津市乳幼児等医療費助成条例施行規則の規定は、平成27年1月1日以後に受けた療養又は医療について適用し、同日前に受けた療養又は医療については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

乳幼児等医療費助成対象者	提出書類
第4条第1項に定める場合であって条例第2条第1項第1号に掲げる者	1 乳幼児等医療費受給資格証交付申請書（様式第1号） 2 附加給付金給付証明書（様式第2号） 3 委任状（様式第12号） 4 高額療養費受領委任状 5 その他市長が必要と認める書類

別表第2（第6条関係）

乳幼児等医療費助成対象者	添付書類
第5条第2項第1号に定める場合	領収書（様式第7号） 保険給付額等証明書（様式第8号）
第5条第2項第2号に定める場合	領収書（様式第7号） 保険給付額等証明書（様式第8号）
第5条第2項第3号に定める場合	領収書（様式第7号） 保険給付額等証明書（様式第8号）
第5条第2項第4号に定める場合	領収書（様式第7号） その他市長が必要と認める書類
条例第6条第3項に定める場合	領収書（様式第7号） 慢性呼吸器疾患等14疾病群にかかる医療意見書（様式第7号の3） 保険給付額等証明書（様式第8号） 当該年度に交付される児童手当を証する書類又は課税証明書 附加給付金給付証明書（様式第2号） 委任状（様式第12号） 高額療養費受領委任状 その他市長が必要と認める書類